

守ってください 下水道の使用ルール

問い合わせ 下水道課管理係 ☎0824-73-1175

下水道を使用するときの3つのルール

「公共下水道」「農業集落排水」「浄化槽」は、何でも流せるというものではありません。

ルール1 油や残飯は流さない

油は排水管の中で固まるので、管が詰まる原因となります。残飯や野菜くずも詰まりや悪臭の元になります。

ルール2 水に溶けない紙は流さない

ティッシュペーパーや紙おむつなどは水に溶けません。排水管やポンプを詰まらせてしまいます。

ルール3 タオルや布は流さない

タオルや布も詰まりの原因になります。誤って下水道に流してしまわないよう注意してください。

月に数件の異常が発生しています!

ティッシュペーパーや紙おむつなどの水に溶けない紙やタオルなどの布が下水道に流れ込み、汚水を下流へ送水するポンプが詰まったり、壊れたりする事例がたびたび起こっています。

悪臭の原因のほか、汚水の逆流などが起こり、快適な生活に支障が出ることとなります。これが繰り返され故障が起きるとポンプや配水管の修理の費用がかさみ、将来的な負担が増える可能性もあります。これは使用する皆さんがルールを守ることで防ぐことができます。



ポンプに詰まっていた布

井戸水など(上水道以外の水)をご使用の方へお願い

公共下水道、農業集落排水、市町村設置型浄化槽をご利用の方で、上水道以外の水を使用している場合には、使用人数で使用料を計算しています。

このため、次のような場合には、使用料の計算方法が変わりますので、速やかに届け出をお願いします。

- 使用人数が変わったとき
例) 転入、転出、出生、死亡、進学などで使用人数が増減したとき
- 使用している水の種類が変わったとき
例) 井戸水のみ
→ 井戸水と上水道の併用
例) 井戸水と上水道の併用
→ 上水道のみの使用

平成28年度は浄化槽のガイドライン検査の年です!

浄化槽を使用する場合、適正な維持管理のため、毎年定期的な保守点検・清掃および法定検査が必要です。

法定検査は毎年1回の受検が義務付けられており、広島県では5年間で効率化検査が4回、ガイドライン検査が1回実施(10人槽以下の場合)されています。本年度はガイドライン検査の年に当たりますので、忘れずに検査を受けてください。

●ガイドライン検査機関

公益社団法人 広島県環境保全センター

●ガイドライン検査手数料(10人槽以下)

合併処理浄化槽 7,000円

単独処理浄化槽 5,000円

都市計画道路 駅前新庄線の改良工事を行います

広島県は、事業認可された都市計画事業(都市計画道路駅前新庄線)に着手し、次のとおり道路改良が行われます。

事業地 県道中領家庄原線交差点から庄原駅前交差点南(中本町一丁目、二丁目および東本町一丁目、三丁目地内)

事業概要 延長=178m 全体幅員W=16m
(2車線・両側歩道)

事業期間 平成27年度～平成33年度

事業認可の図書は下記の場所で縦覧しています

- 広島県北部建設事務所庄原支所4階 土木課
- 庄原市役所2階 都市整備課

この事業は法律によって次のような制限があります。

1 建築などの制限

事業の施行の障害となる土地の形質の変更や建築物を建築しようとするときは県知事の許可が必要です。

2 土地や建物の有償譲渡の制限

事業地内の土地建物などを有償譲渡するときは施行者(広島県)に届け出なければなりません。

《問い合わせ》広島県北部建設事務所庄原支所土木課 ☎0824-72-2015 / 都市整備課都市整備係 ☎0824-73-1151

都市計画事業とは…都道府県知事などの認可・承認を受けて行われる、都市計画施設(都市計画で定められた道路、公園、下水道など)の整備に関する事業および市街地開発事業。

